

有機溶剤中毒予防規則の規定により揭示すべき事項の内容及び揭示方法を定める等の件の一部を改正する件 新旧対照表

○有機溶剤中毒予防規則の規定により揭示すべき事項の内容及び揭示方法を定める等の件（昭和四十七年労働省告示第百二十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
一・二（略） 三 有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置について揭示すべき内容は、次のとおりとする。 (1) 中毒にかかった者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。 (2) 中毒にかかった者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温に努めること。 (3) 中毒にかかった者が意識を失っている場合は、消防機関への通報を行うこと。 (4) 中毒にかかった者の呼吸が止まった場合や正常でない場合は、速やかに仰向きにして心肺そ生を行うこと。 四（略）	一・二（略） 三 有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置について揭示すべき内容は、次のとおりとする。 (1) 中毒にかかった者を直ちに通風のよい場所に移し、すみやかに、衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。 (2) 中毒にかかった者の頭を低くして横向き又は仰向きに寝かせ、身体の保温に努めること。 (3) 中毒にかかった者が意識を失っている場合は、口中の異物を取り除くこと。 (4) 中毒にかかった者の呼吸が止まった場合は、すみやかに、人工呼吸を行なうこと。 四（略）